

佐賀県告示第 381 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成 26 年 9 月 30 日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類

伊万里都市計画道路 3・3・2号 二里黒川線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分 伊万里市瀬戸町字番屋、字永浦、字堀切、字早里及び字鏡搦並びに黒川町黒塩字瀬土、字新開地、字飛石及び字分崎地内
- (2) 削除する部分 伊万里市瀬戸町字原並びに黒川町黒塩字シウシ、字今入郷、字二百田、字人見岳、字上原及び字千坂、小黒川字前田、字大坪、字東ノ久保及び字裏新田、塩屋字浜開及び字光月並びに大黒川字浜開、字散ノ浦、字立道、字大谷、字後久保、字光月及び字網ノ頭地内